

平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会社名 日本ハム株式会社
代表者名 取締役社長 小 林 浩
(コード番号 2282 東証・大証第一部)
問合せ先 広報 I R 部長 中 島 茂
T E L 06-6282-3031

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 25 日開催予定の第 65 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第 194 条第 1 項に基づき、単元未満株式の買増制度に関する規定を新設するほか、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
【新 設】	(<u>単元未満株式の売渡請求</u>) 第 8 条 <u>単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。</u>
(単元未満株式についての権利の制限) 第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない。 (1) 〃 【条文省略】 (3) 【新 設】	(単元未満株式についての権利の制限) 第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない。 (1) 〃 【現行どおり】 (3) 〃 (4) <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</u>
第 9 条 〃 【条文省略】 第 12 条	第 10 条 〃 【現行どおり】 第 13 条

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集者および議長) 第13条 株主総会は、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、第20条に定める順序に従って他の取締役がこれに代わる。	(招集者および議長) 第14条 株主総会は、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、第21条に定める順序に従って他の取締役がこれに代わる。
第14条 ↳ 【条文省略】 第21条	第15条 ↳ 【現行どおり】 第22条
(取締役会の招集) 第22条 【条文省略】 ② 取締役社長に事故あるときは、第20条に定める順序に従って他の取締役がこれに代わる。	(取締役会の招集) 第23条 【現行どおり】 ② 取締役社長に事故あるときは、第21条に定める順序に従って他の取締役がこれに代わる。
第23条 ↳ 【条文省略】 第37条	第24条 ↳ 【現行どおり】 第38条
【新 設】	(附則) 第 1 条 <u>上記定款変更は、平成 22 年 7 月 1 日から効力を生ずる。なお、本附則は、適用期日経過後これを削除する。</u>

以 上